

企業経営情報

REPORT

Available Information Report for Corporate Management

2017

05

経営

新たなマーケットを開拓し、中小企業を活性化する！ 異分野連携新事業分野開拓(新連携)の概要

- ① ビジネスチャンスが広がる「新連携」の概要
- ② 「新連携」の構築から事業化までのポイント
- ③ 「新連携」として認定された事業者への支援策
- ④ 新連携事業として認定された事例紹介

1 | ビジネスチャンスが広がる「新連携」の概要

1 | 中小企業を後押しするため国が主導している「新連携」

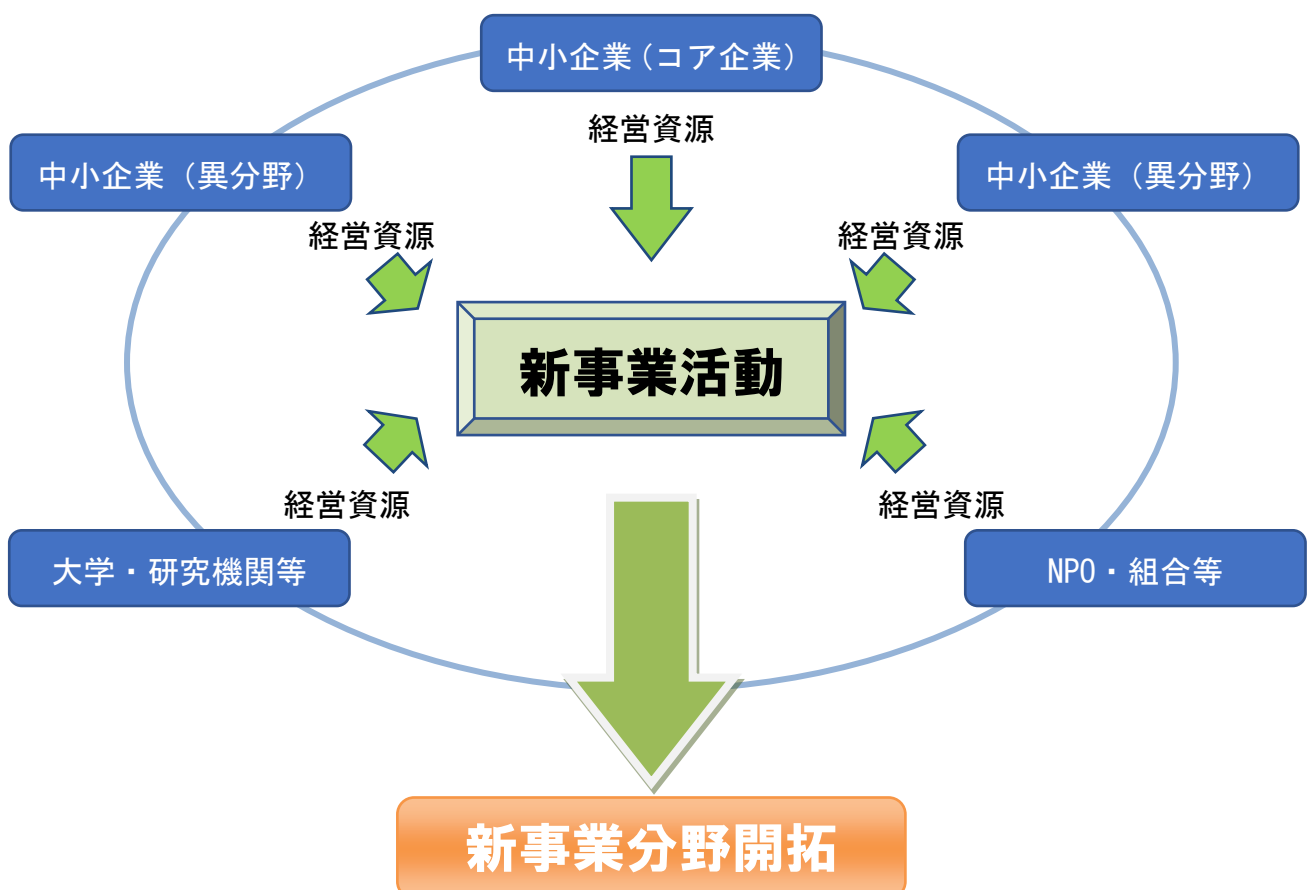
国は、中小企業のビジネスの機会の創出を図り、中小企業の活性化を目指して「新連携」（中小企業新事業活動促進法における「異分野連携新事業分野開拓」）というスキームを構築し、中小企業庁等が中心となってこれを支援しています。

「新連携」とは、「複数の中小企業が連携体を組み、互いの技術やノウハウ等の強みを相互補完しながら、高付加価値の製品やサービスを創出すること」と定義されます。

新連携事業者として国から認定されると、補助金や低利融資、信用保証の特例、また設備投資減税の支援等を受けることや、地域毎に設置された「新連携支援地域戦略会議」によりビジネスマッチングや専門家の派遣等、様々な支援を受けることができます。

本レポートにおいて、この新連携の概要や成功事例を紹介しますので、自社のビジネスチャンスの拡大に活用いただくと幸いです。

■新連携のイメージ



2 | 新連携事業に認定されるための要件

新連携を構築し、支援対象事業として認定されるには、いくつかの要件が求められます。新たに連携体を構築する際には、以下の要件を満たしているかどうかについての確認が必要になります。単に新たな商品やサービスを市場において事業化することに留まらず、相当程度の需要の見込みがあり、事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業が運用されていくことが非常に重要なポイントになります。

■新連携事業の要件

異分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なる ※同分類でも、ノウハウや技術の中身が異なる場合は、実質的内容により判断。
新事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商品の開発又は提供 ● 新役務の開発又は提供 ● 商品の新たな生産又は販売方式の導入 ● 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動 ※新事業分野開拓が可能となるような新しい事業活動であること。 また、既にある程度普及している技術・方式等及び研究開発段階にとどまる事業は対象外。
新事業分野開拓	<ul style="list-style-type: none"> ● 新事業活動により、市場で事業を成立させること ● 需要が相当程度開拓され、事業として成り立つ蓋然性が高く、継続的に事業として成立すること
計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画期間は3年ないし5年間
財務面	<ul style="list-style-type: none"> ● 新事業活動により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能であり、資金調達コストを含め一定の利益をあげること
連携体	<ul style="list-style-type: none"> ● 中核となる中小企業（コア企業）の存在 ● 2以上の中小企業の参加 ● 大企業や大学、研究機関、NPOなどが連携体に含まれる場合、半数以上が中小企業 ● 事業者間での規約等の存在（役割分担や責任体制を明確化する） ● 新たな事業活動の創出に寄与しない連携や、通常の商取引における売買及び役務契約の一時的な取引関係等の企業連携は対象外

3 | 新連携の計画が認定された事例

以下に新連携の計画が認定された事業の一例を紹介します。いずれも自社のノウハウを活かし、販路拡大を図るためにIT企業と連携をするケースが多く見られます。

■新連携の計画認定事例

連携社数	事業テーマ
2社	習い事講師と受講者、空きスペースをマッチングするシステムサービスの事業化
3社	IoTとAIを活用した新型ロボットによる革新的な英会話学習サービスの事業化
3社	クラウドを活用した工務店向けZEHビジネスのための業務支援サービスの事業化
2社	高品質アルバムの自動制作と新しい終活サービス
4社	遺髪、遺品、記念物等に含まれる炭素が入った「メモリアル・ダイヤモンド（仮称）」の製作状況を一部見える化した新サービスの提供
3社	個人用モバイル型エコーによりヘルスケア効果を「見える化」するクラウドサービスの事業化
3社	国際医療通訳ソリューションサービスの事業化
3社	旅館業向けリソース交換ネットワークサービスの事業化
2社	介護現場の省力化・効率化を支援し、利用者にあった介護の標準化を提案するサービス事業
2社	地域包括ケアシステムの実現を支援する自助型在宅ケア支援サービスの実現と普及事業
3社	「脳のいきいき健康教室」脳活バランサークラウドサービスの展開
2社	胎児向け小型心拍計を活用したクラウド型母子遠隔診療支援サービスの開発・提供
3社	デジタルサイネージを活用したバーチャルショップサービス開発
3社	和牛の霜降り等級を、肥育中に超音波画像から推定できるサービス開発・提供
3社	高齢者の自動車運転の正当評価を目指した「自動車運転評価サービス」の事業化
2社	給食事業における検品作業を効率化する検品端末と受発注システムの開発と販売
4社	ビルメンテナンス事業者等が作成する写真付作業報告書等を自動生成するシステム

2 | 「新連携」の構築から事業化までのポイント

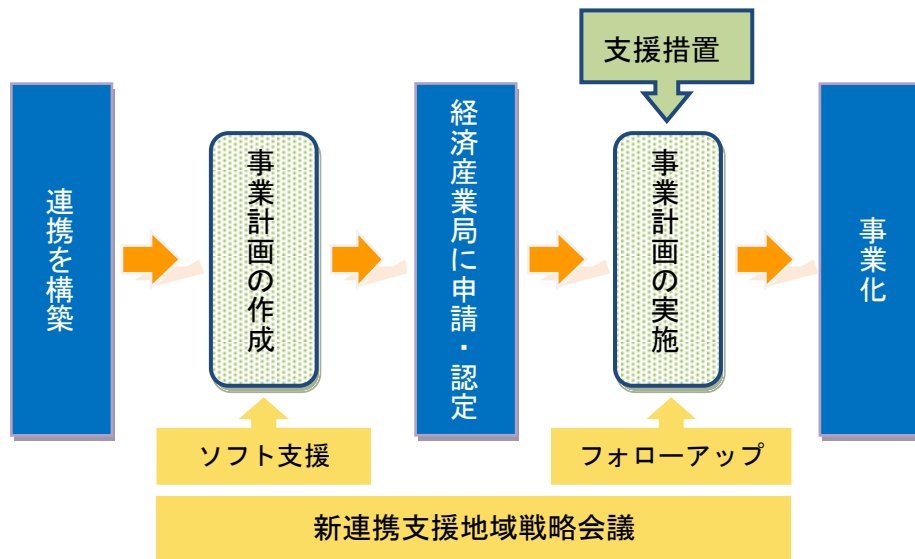
1 | 新連携計画申請から事業化までの流れ

新連携を構築するには、中核となる中小企業の存在や、2以上の中小企業が参加することが必要になります。その際、大企業や大学、研究機関、NPO、組合等をメンバーに加えることも可能です。

まずは、複数の中小企業者で連携体を構築する際に代表者を定める必要があります。

そして、基本方針に沿った事業計画を作成し、代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に指定の「異分野連携新事業開拓計画に係る認定申請書」に新連携事業の概要や連携体を構築する中小企業者の名称や経営資源、また資金計画を記入後に申請し、その新連携計画が適当であるかの認定を受ける必要があります。

■新連携計画申請から事業化までの流れ



新連携の認定を受けるための事業計画は、「需要が相当程度開拓されること」が求められ、具体的な販売活動計画が存在し、継続的に事業として成立する可能性が高いことが認定のポイントになります。

その他、計画期間が3～5年であること。また、財務面の要件として「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能であり、資金調達コストも含め一定の利益を上げることが求められます。

事業計画の作成・実施の際には「新連携支援地域戦略会議」から支援を受けることが可能です。このような段階を経て、実際に事業化を目指していくことになります。

新連携事業として認定を受けると、融資・信用保証・補助金・投資・税制、その他様々な支援措置を受けることができます。そのような支援を活用し、継続的な事業の発展に向けて取り組んでいくことになります。

2 | 新連携計画申請のポイント

新連携事業として計画を申請する際には、中小企業庁より提供されている「異分野連携事業分野開拓計画に係る認定申請書」（様式第1）及び別紙1～4に下記の項目を記載することが必要になります。

■ 「異分野連携事業分野開拓計画に係る認定申請書」の記載項目

1. 新連携事業計画の目標

開拓する新たな事業分野について、需要の開拓がなされる計画であることを示すこと。また新事業活動の内容については、新事業活動の類型に即して、具体的に記載する必要がある

2. 協力者の記載

新連携事業計画を共同で行う大企業、又は新連携事業計画の実施に協力する者がある場合は、当該大企業又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名を記載すること

3. 新連携事業計画の内容及び実施時期

- ①番号は、1, 2, 1-1, 1-2, 1-1-1, 1-1-2というように実施項目を関連付けて記載すること
- ②実施項目は具体的な内容を記載すること
- ③評価基準は、基本的に定量化した基準を設定すること
- ④評価頻度は、自ら計画の進捗状況を評価する頻度、又は毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などというような記載をすること
- ⑤実施時期は、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること

4. 新連携事業計画における連携の態様

連携参加者の経営資源の組み合わせの態様、及び新連携事業を共同で行う事業者間の規約等の整備状況を記載し、連携により新事業分野開拓が可能となることを示す必要がある

5. 連携参加者が提供する経営資源の内容及びその組み合わせの態様

新連携事業計画のために提供する経営資源について、中小企業者、大企業者又は協力者ごとに記載すること

6. 新連携事業計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

資金調達額については、計画期間の間のみ記載し、資金調達合計額と各負担者の負担額の合計が一致するように記載をする必要がある

7. その他

計画の実施状況を容易に把握するために、計画の進捗に応じ以下のように記載すること

【実施状況】

- 計画どおり実行できた。○ほぼ計画どおり実行できた。
- △実行したが不十分だった。×ほとんど実行できなかった。

【効果】

- 効果が十分上がった。○ほぼ予定の効果が得られた。
- △少し効果があった。×ほとんど効果がなかった。

【対策】

実施の状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は追加した実施項目を記載すること

■新連携の計画書記入ポイント（中小企業庁HPより一部抜粋）

【注意】
 事業名、申請者及び新事業活動の類型（太枠の欄）は広報等での公開情報となります。計画について秘密にしたい事項がある場合、これらの欄の記入内容には十分にご注意ください。

認定案件の一覧として公開しますので、用いる技術や材料、開拓する市場など、事業の特長をあらわす言葉を入れた事業名を簡潔に（最長40文字程度を目安）つけてください。なお、連携体の名称とは別としてください。

連携体の代表となる一社（申請書に記入した中小企業者と同じ。）の名称と代表者名をご記入ください。

連携体内の役割分担等は別表3に記入欄があります。ここでは連携体全体としての新事業活動の内容をご記入ください。

連携体の代表となる一社を含め全中小企業者についてご記入ください。

大企業者又は協力者が法定の支援措置を受けることはできませんが、計画上参加が必要な者についてはご記入ください。

事業名

..... 事業

申請者

新事業活動の類型

名称：
代表者名：

計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。
 1. 新商品の開発又は生産
 2. 新役務の開発又は提供
 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 4. 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

異分野連携新事業分野開拓の目標

①新事業活動の内容

 ②市場のニーズ

 ③市場の規模

 ④競合する事業者、事業分野等との比較・相違点

 ⑤需要の開拓の規模

事業の目標について、「⑤需要の開拓の規模」が妥当であることが示せるよう、①の新事業の内容から④の競合にまで、それぞれ見出しの下にご記入ください。
 必要に応じ、欄の枠は下へ広げてください。

他者の発明又は特許発明を承継する場合は、「①新事業活動の内容」に、当該発明又は特許発明と本実施計画との関連性、必要性及びその情報（※下記（1）（2）のいずれか）を記載してください。
 ※（1）承継する発明が出願されているとき
 出願番号、出願者、発明者、承継予定日、発明の概要
 （2）承継する発明が出願されていないとき
 被承継人、発明者、発明の概要

連携参加者（中小企業者）

①名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1 (例) A株式会社、東京都千代田区霞ヶ関1-3-1、望田晴夫	10,000千円、100人、金属工作機械製造業(2641)
2	
3	
4	
5	

業種と細分類番号は総務省の日本標準産業分類に掲げる細分類の項目名と番号（4桁）をご記入ください。

連携参加者（大企業者・協力者）

①名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1	
2	
3	

記入の順番は任意で結構です。必要に応じ、記入欄を追加してご記入ください。

上記別表1の他に、当該計画における実施項目、実施時期等を記入する「実施計画と実績」（別表2）、連携先の活用する経営資源（設備、技術、知識、技能等）をまとめた「異分野連携新事業分野開拓における連携の態様」（別表3）及び最長5年間の数値計画を表した「経営計画及び資金計画」（別表4）の作成が必要となります。

これらの様式は、全て中小企業庁HPの経営サポート「新連携支援」よりダウンロードすることができます。（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/>）

3 「新連携」として認定された事業者への支援策

1 政府系金融機関、保証協会による優遇措置

(1) 政府系金融機関の優遇金利による融資制度

「新連携計画」に基づく設備資金及び運転資金に関して、計画の評価を加味し、政府系金融機関が優遇金利（政策金融の中で最優遇の金利）で、新連携計画に参画する個別企業向けに融資を行います。

① 中小企業金融公庫

		担保あり	一部担保免除	無担保
保証人あり	貸付限度額	設備資金:7億2千万円 運転資金:2億5千万円	1億2千万円	8千万円
	貸付利率	最優遇金利	最優遇金利+中小企業の信用リスクに応じた上乗金利	
保証人なし	貸付限度額	設備資金:7億2千万円 運転資金:2億5千万円	1億2千万円	8千万円
	貸付利率	最優遇金利+0.3%	最優遇金利+0.3% +中小企業の信用リスクに応じた上乗金利	

② 国民生活金融公庫

		担保あり	無担保
保証人あり	貸付限度額	設備資金:7億2千万円/運転資金:4億8千万円	
	貸付利率	最優遇金利	
保証人なし	貸付限度額	—	2千万円
	貸付利率	—	最優遇金利+0.8%

③ 商工組合中央金庫

		担保あり	一部担保免除	無担保
保証人あり	貸付限度額	設備資金:7億2千万円 運転資金:2億5千万円	8千万円	
	貸付利率	最優遇金利	最優遇金利+中小企業の信用リスクに応じた上乗金利	
保証人なし	貸付限度額	設備資金:7億2千万円 運転資金:2億5千万円	8千万円	
	貸付利率	最優遇金利+0.4%	最優遇金利+0.4% +中小企業の信用リスクに応じた上乗金利	

(2) 中小企業基盤整備機構による高度化融資制度

「新連携計画」に基づき、4者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小企業基盤整備機構が都道府県と協力し融資を行います。

融資をするに当たっては、中小企業基盤整備機構が戦略会議と連携しながら、新連携計画の認定前に高度化事業計画に対するアドバイスをを行います。

貸付対象者	構成員が4者以上かつ構成員の3分の2以上が認定中小企業者である任意グループ
貸付対象資金	土地、建物、構築物、設備
貸付利率	無利子
貸付機関	20年以内（内据置3年以内）
貸付割合	90%

(3) 信用保証協会による債務保証制度枠の拡大

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。保証の特例を受けるためには、新連携事業の認定を受けることが必要になります。

特例措置によって、以下の通り別枠制度や限度額の拡大制度が設けられており、融資額の増加が期待できます。

■ 普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証の別枠化

		【保証限度額】		【別枠】
普通保証	企業	2億円	+	2億円
	組合	4億円		4億円
無担保保証		8,000万円		8,000万円
特別小口保証		1,250万円		1,250万円
売掛金債権担保保証		1億円		1億円

■ 新規事業開拓保証の限度枠拡大

		【保証限度額】		【限度額拡大後】
新事業開拓保証	企業	2億円	→	4億円
	組合	4億円		6億円

2 | 減税及びその他の補助金制度

(1) 設備投資減税

新連携の認定を受けた者のうち、一定の成長が見込まれる中小企業者は、設備投資の減税が受けられます。

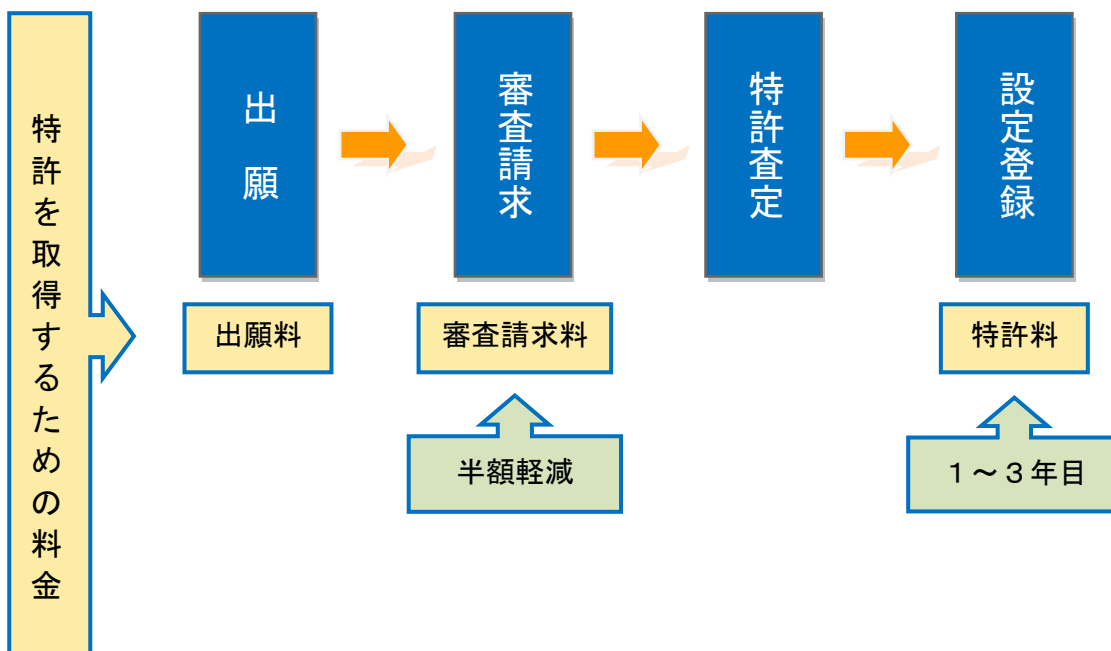
■設備投資時の減税内容

対象者	「新連携計画」の認定を受けた者のうち、一定の成長が見込まれる中小企業者	
対象設備	機械・装置 1 台又は 1 基の取得価額が 280 万円以上 (リースの場合はリース費用の総額が 370 万円以上) のもの	
内容	取得の場合	30%の特別償却又は 7%の税額控除
	リースの場合	リース費用総額の 60%相当額の 7%の税額控除

(2) 特許料等の減免措置

「新連携計画」の認定を受けた技術に関する研究開発事業による成果について、当該認定を受けた中小企業が特許出願（計画開始から計画終了後 2 年以内に出願されたものに限る）を行った場合、当該特許出願に係る審査請求料・特許料（1～3 年目）を半減に軽減できる措置です。

■特許料減免のフロー



(3)事業化・市場化支援補助金

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体が、新連携事業を行う際に補助金を受けることができます。

■事業化・市場化支援補助金の内容

対象者	「新連携計画」の認定を受けた連携体の代表者
内容	異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費（連携規約作成・新商品開発・マーケティング等）について補助
補助金額・率	3,000万円を上限とし、補助対象経費の3分の2以内

3 | その他

(1)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の債務保証制度

新連携プロジェクトの実施において必要なソフトウェアの開発・購入資金及びソフトウェア開発者の教育・研修資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行います。

■IPAによる債務保証制度

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の事業活動の効率化に寄与するソフトウェアの開発・購入資金 ● ソフトウェア開発者の教育・研修資金
保証料率	年0.75%（連帯保証人2名以上の場合等は年0.5%）
保証期間	3年以内
保証額	融資額の95%以内
保証融資限度額	1件あたり150百万円以内、1社あたり300百万円以内
連絡保証人	1名以上（ただし、代表取締役は全員）
担保	無担保

(2)中小企業投資育成株式会社の特例

新連携に係る事業を行うため、資本金の額が3億円を超える株式会社の設立に際し、その株式を中小企業投資育成株式会社が引き受けることにより、資金調達を支援します。また、中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社が新連携に係る事業を行うために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

4 | 新連携事業として認定された事例紹介

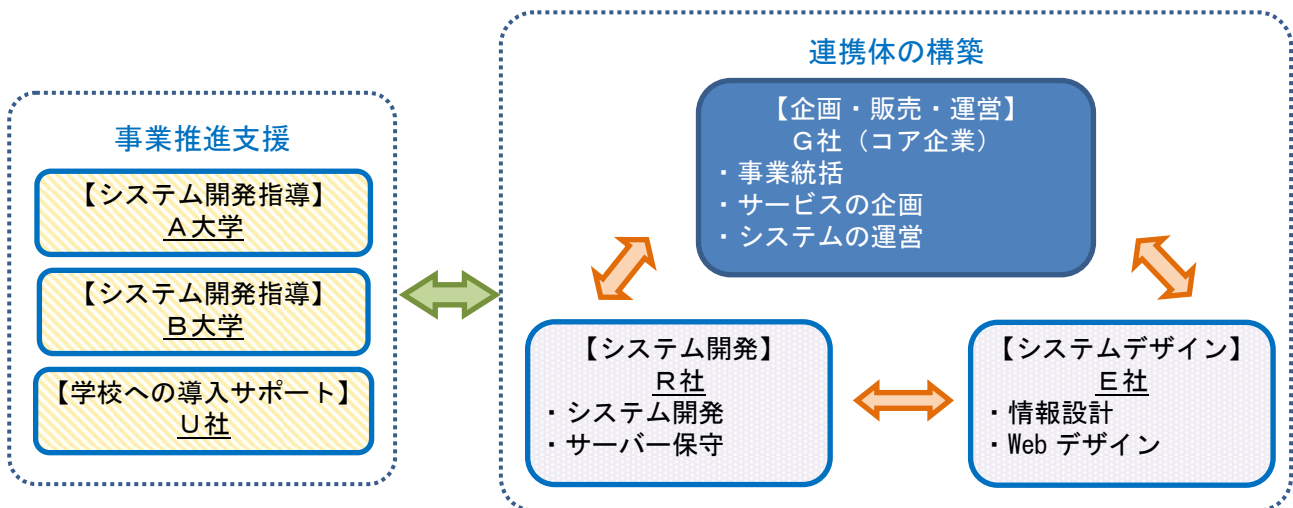
1 | 専門学校等と企業をインターネットで繋ぐ求人サイトの開発・運営

専門学校生向けの求人サイト「Career Map」を企画・販売・運営するG社がコア企業となり、連携体を構築した事例です。

「Career Map」は、企業・学校・学生の3者間で情報共有が可能である点に新規性を有しています。「Career Map」を導入することで、学生に対して、リアルタイムかつ豊富な企業の求人情報を提供するとともに、専門学校には学生の応募状況等の情報を供給します。

その結果、学生と企業の間で質の高いマッチングが実現できます。

■連携体の概要



■支援内容

支援内容	
①補助金	④投資育成会社による出資
②低利融資	⑤特許料減免
③信用保証	—

■新連携後の効果

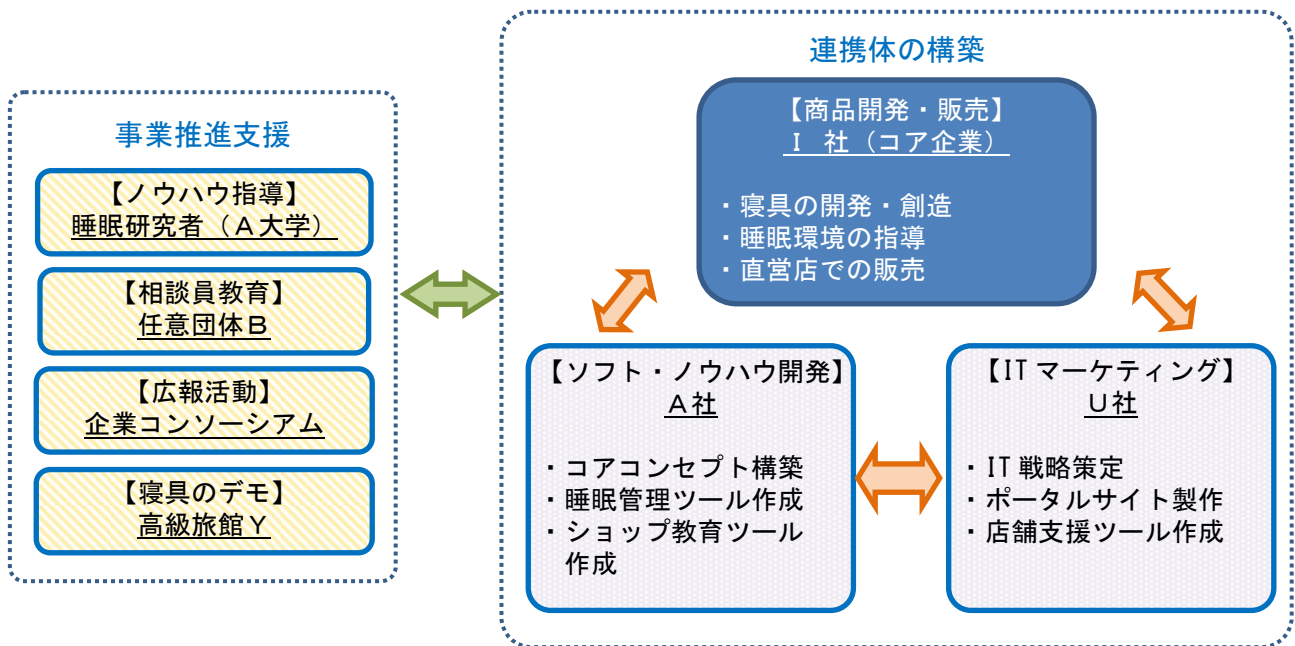
新連携後、求人情報を載せる企業数が増加しており、既に20,000社を超える企業が登録をしています。登録している利用者も20,000人を超え、両者にとって魅力的なマッチングの場として好評を得ています。

2 | 快適睡眠をサポートする睡眠ソリューションビジネス

寝具の製造販売を行う I 社がコア企業となり、従来の寝具販売から、より事業の高付加価値化を狙い連携を構築した事例です。

睡眠管理ツールやポータルサイト運営する企業と手を組み、睡眠のアドバイスをを行い、それに対応した高機能寝具を販売し、事業の高付加価値化を目指しました。

■連携体の概要



■支援内容

支援内容	
① 補助金	③ 設備投資減税
② 低利融資	④ 特許料減免

■新連携後の効果

新連携後、高機能寝具についての説明を受け、購入することができる直営店の展開を 4 店舗まで拡大しています。さらに、日本各地の高級ホテルと提携し、I 社の高級寝具を体験できる場を設け高付加価値商品を求める顧客の開拓を進めています。

これらの事例のように自社のノウハウを活かすために IT 業者等と連携を行うことによってビジネスチャンスが広がる可能性があるのが新連携です。

本レポートを参考にいただき、今後の自社のビジネスチャンスの拡大に活用いただければ幸いです。

■参考文献

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」（平成17年5月2日）

中小企業庁経営支援課「今チャレンジ新連携」

中小企業庁「新連携の概要」

企業経営情報レポート

新たなマーケットを開拓し、中小企業を活性化する！
異分野連携新事業分野開拓（新連携）の概要

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。